

# 山行規定

高御位山遊会

## 1. 総則

(目的)

- (1) 山行について必要な事項を定め、安全で充実した登山を行うことを目的とする。

(山行の分類)

- (2) ①高御位例会 毎月1回(8月は除く)高御位山等での清掃登山をいう。  
②例会山行 会の行事として計画、実施する山行をいう。  
③個人山行 会員が個人的に計画、実施する山行をいう。

## 2. 山行計画

(例会山行)

- (3) 例会山行については、毎年の定期総会で決定された方針に基づき、山域の研究と検討を山行計画委員会で行う。
- (4) 山行計画委員会では会員から要望の多い山を選び山行時期、山行日程の検討をおこない企画、立案する。運営委員会で調整を行い実施に責任を持って当る。
- (5) 山行先について、会員は山行計画委員会へ前もって要望を出すことができる。
- (6) 例会山行への参加は、高御位例会で山行毎に山行申込書に登録する。例会欠席者が参加を希望する時は、リーダーに意思表示をする。
- (7) 会員は自らの責任と判断において例会に参加する。

(山行計画の概要と山行計画書の作成)

- (8) 一泊以上の山行についてはミーティングを行い、計画書の作成はリーダー又はサブ・リーダーが山行計画の概要を説明し、メンバーの検討を得て、山行全体についてのまとめを行い作成する。
- (9) 日帰りの例会山行についてはリーダーを中心に計画書を作成する。
- (10) 山行計画書の内容については、パーティー全員に徹底すると共に、一通は家族又は緊急連絡先に渡しておくこと。
- (11) 計画書の様式については山行規定細則(2)による。

## 3. 山行の承認

(山行計画への助言)

- (12) 計画された例会山行について必要な場合には安全対策部が適切な助言を行う。

(山行計画の受理)

- (13) 例会山行については山行計画委員会で計画・立案されたものを、運営委員会に提案し、運営委員会での審議を得て適切と認めた山行について承認する。
- (14) 承認した例会山行の内容については会報「高御位」に公表する。

## 4. 個人山行

- (15) 個人山行については会として責任を負わない。
- (16) 日帰り山行については、山行実施日までに山行計画書又は山行の概要を安全対策部へ提出する。
- (17) 提出する個人山行計画書の様式は山行規定細則(2)による。
- (18) 近郊の山については山行計画書、概要の提出を省略できる。近郊とは山行規定細則(1)による。
- (19) 一泊以上の個人山行については、一か月前までに安全対策部へ計画書を提出する。

## 5. 安全対策、その他

(安全対策)

- (20) 山行計画の中で、又山行中に危険箇所が想定される場合は、事前に安全対策を考え実行するよう努力すること。(不安全行動も対象とすること、パーティーの任務に安全対策を設定し検討する)

(労山山岳事故対策基金への加入)

- (21) 労山基金細則による。

(計画書の提出先)

(22) 承認を受けた山行についてリーダーは、実施する前日までに計画書を留守宅、下山連絡先及び運営委員会に提出する。運営委員会は事務局で管理・保管する。

(23) 例会山行のリーダーは当該山域の所轄警察署(地域課)に送付するか、登山口で登山届け箱に投函する。

(山行報告書の提出)

(24) 一泊以上の例会山行は山行報告書(行動記録、会計報告等を含む)を作成し、運営委員会に報告する。

(25) 例会山行について、リーダーはパーティーから感想文を募り会報を通じて会員に報告する。

## 6. 山行規定細則

(1) 近郊とは朝日山、善防山、笠松山と桶居山を含む高御位山近辺の山と飯盛山近辺の山をいう。

(2) 例会山行の計画書は高御位山遊会の所定の様式のものを用いて作成する。

(3) 宿泊を伴う個人山行の計画書については高御位山遊会の所定の様式のものを用いて作成する。

但し、日帰りのハイキングについては概要を記したもので可とする。

## 7. 附則

(1) この規定は2006年9月1日より実施する。

(2) 2010年12月13日一部改訂する。

(3) 2011年2月13日一部改訂する。

(4) 2015年7月5日一部改訂する。

(5) 2017年7月2日一部改訂する。

(6) 2018年8月5日一部改訂する。

(7) 2022年7月2日一部改訂する。